

Title	青きまで白し：永仁七年書写源氏物語抄序説
Sub Title	
Author	池田, 利夫(Ikeda, Toshio)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1984
Jtitle	三田國文 No.2 (1984. 3) ,p.1- 10
JaLC DOI	10.14991/002.19840300-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19840300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

青きまで白し

— 永仁七年書写源氏物語抄序説 —

池田利夫

一

源氏が末摘花の許に泊った翌朝は雪が降り積っていた。いささか腑に落ちない一夜を過ごした男は、縁先きに姫君を誘って、その容姿を雪明りで見、あまりの醜さに驚くが、顔の「色は雪はづかしく白うて、さ青[＊]」であったという。肌あくまでも白きがゆえに、鼻の「先のかたすこし垂りて色づきたる」ご面相は、啞然とさせずにはおかなかったのであろう。

牧田清之助氏および宝玲文庫旧蔵、天理図書館蔵の、永仁七年（一二九九）書写「源氏物語抄」は、小品ながら、鎌倉時代成立の数少い源氏物語注釈書の中で異彩を放っているが、右の条と思われる箇所に対して、次のような注が加えられている。

あをきましてしろし あまりにしろき物はすこしあをきけのする也

すなわち、青表紙本（大島本）に「しろうてさおに」とある箇所が、本抄の依った本文では「あをきましてしろし」とあったらしい。「白うてさ青に[＊]」では注の必要もないが、「青きまで」とあるなら、いかなる「白」か説明の要が生じるのであろう。

右の異同は、本抄の傍書（別筆）に見える「さをきましてしろし」であれば、河内本は、すべて「さをきましてしろくみえたるに」とあるので一致する。また、大成に二つ掲出されている別本のうち、御物本は「しろくみへたるに」とのみあって、青味を欠いているが、陽明本は河内本と同一である。紫明抄（角川書店版）の所引本文は当然に河内本ではあるが、尾州家本をはじめ、

いろはゆきはつかしく 小青 さをきまして・しろく見えたるに・ひたいつきこよなく 腫 はれたり 腫 と見ゆるに・なほしもなかなるをもやう、

と共通しているのに、それは

いろは雪はつかしくさをきましてしろくひたひつきこよなく 腫 はれたり 長 しもなかなるおもやう

とあって、「見えたるに」「見ゆるに」を欠いている。抄出に際しての省略かどうか検討を要するが、「さをきましてしろく」の部分は一致し、注も、この点に加えられている。

少青也きはめてしろき物はすこしあをき気のまみゆるなり

なにやら、本抄の割注と文脈が酷似しているように見える。河海

抄(角川版)も、ここは河内本本文を掲げ、

少青也万葉ウツクシケニ きわめて白はすこしあをくみゆる也

と同類の注を施している。そして更に続けて、

或本あをきまでとあり

と述べているのから推察すると、「あをきまでしろし」という本文は、本抄の作者が見た本にとどまらなかつたらしい。大体、青表紙本に見る限り、「さをに」は源氏物語に、もう一例見えるが、「さをし」という形容詞は見当らない。またこれは、源氏のみならず、机辺の辞書や用語索引類を繙いても同様であるから、「さをき」は、仮名資料として稀少な用例と言えるであろう。そして、河内本に見られたこの用例は、もう一例の「さをに」の中に再び見いだすことができる。それは、若菜下の巻の、紫上の病状が小康を得たので、体具合が良くないと聞きながら久しく訪れなかつた女三宮の許へ、源氏が出かけて対面する箇所にある。折しも女君は髪を洗って横になり乾かしていたが、顔は、

青みおとろへたまへるしも、色はさ青に白くうつくしげに、透きたるやうに見ゆる御膚つきなど、世になくらうたげなり。

であったという。場面は、彼女の懐妊を知り不審に思つた源氏が、やがて密通をも気付かされるところに続くが、右の「いろはさをにしろくうつくしげに(大島本)」の条は、河内本諸本、別本(二本)

一致してが

いろはさをきまでしろくうつくしげにて(別本係ノミ「うつくしげに」)

となっている。「あをきまでしろし」の異文は見えないが、前の例に従えば、なかつたとは言えないで、河海抄は、またもや「いろはさをきまで」を掲出し、前に「少青也万葉」としたのみの万葉歌を、

万葉十六
人たまのさはなるきみかたゝひとりあひしあま夜はひさしとそ
思

とあげている。未摘花は言うに及ばないが、女三宮も、とり立てての美形でない。勿論、肌の白さは美を顕現する有力な要素の一つであらうから、それぞれに称えての表現には違いないが、青きまで白き肌は「うつくしげ」であつても、過ぎたるは及ばぬの感から免れないように見える。

尤も、ここでは、そうした美意識や文脈や語彙を、特に問題としない。「青きまで白し」という表現に魅力はおぼえるが、色彩自体や色感を検討するつもりもない。現在の源氏物語語伝本には見られない本文を往々に掲出し、際立つて簡略な注の中から想起される問題点を、いささか恣意的に考えていきたいと思うのである。

二

この源氏物語抄が最初に紹介されたのは、国宝(旧)に指定されて間もなく、昭和十六年十月に、旧蔵者(牧田氏)により翻印が刊行されたのに依る。奥付に「限定式百部ノ全部寄贈」の「六三」と見える袋綴の刊本をいま座右にしているが、先年(昭54・7)天理善本叢書の「和物語古註集」(片桐洋一氏解題)に影印が収められ、近く(昭56・2)は、翻印本も勉強社文庫83として覆刻(北野克氏解説)されたので、容易に接することができる。翻印本の校訂は田山信郎氏、解題を松田武夫氏が担当して、口絵に写真数葉が添えられている。松田氏の解題は、その後、氏の「和歌と新資料」(昭18、越後屋書店刊)に収められたが、天理図書館に移譲された後、曾沢太吉氏が「高水本・源氏物語抄」と題して、ピブリア第11号(昭33・

11)に改めて紹介された。この呼称は、奥書に、

永仁七年二月廿七日／＼以高水本書寫畢

とあるのに依るが、高水本が何を指すか、今に明らかでない。その成立が右の年紀(一二九九)以前であるのは言うを俟たないが、松田・片桐両氏は、本書が、新古今集、徳大寺公継公記を引用していることから、承元・嘉祿(二二〇七—二二一七)以降と推察されている。しかし、それ以上に上限を下げる徴証がないではない。帚木の巻にある次の一項が注意される。

なかゝみ 天一神也

金櫃経云、天一立卜、これによりて定家卿は中神と勘也。又主計頭惟範云、一方を久しく領するゆへに長神と申云々

右の惟範は、明月記天福元年(一二三三)五月二十四日の条に、神祇官の中に名を連ねる「主計頭維範朝臣」ではないかと思う。この人物は、同月十三日にも「維範朝臣」として見え、更に二年以前の寛喜三年二月四日の条では、宮中に召された陰陽師の一人に「惟範」の名が記録されている。いずれも占いに關する件での登場であり、惟と維との違いはあっても、尊卑分脈に安倍泰親六代の裔に當る、天文博士安倍維範であろう。とすると、維範が主計頭の在任中に、本抄の筆者が「なかゝみ」について問うたことになり、その在任期間は明確でないが、この天福元年前後となつて、さきの上限の大きな幅は一挙に下方へ縮めることができる。

なお、曾沢氏は、右の条の前段を採り上げて、次のように論じられた。まず、奥入(第一次)大島本では「なかゝみ 河神字 長歎中歎／＼問安家答云なかゝみ天一神也／＼世俗所稱事」可為中字歎／＼金櫃経云天一立中央……とあり、同(第二次)自筆本では「安

家説／＼天一神也 世俗所稱奈加神 中神歎／＼金櫃経云……」、紫明抄では「天一神也 世俗所稱奈加神中神也／＼金櫃経云……安家説」、仙源抄では「天一神をいふ安家は中神といふ……」と列記された上、「これらでいう安家なるものについてわたくしは長い間疑問を持っていたのであるが、本抄によると(中略)、安家は定家と同一人で、安は定の誤りであつたことになり、この推定は右の注の内容を比較検討せば正しいとしなければならぬ。しかし定家の自筆本という奥入でなぜ安家となつているのか、またそのほかの古注でも、安家とあつて、定家となつていないのかは、奥入の性格の問題にも關することなので後考を待つことにする」と述べられた。

すでに、右の後段についての条で半ば言及したように、所掲の諸資料のいずれにも誤りは認められない。「安家」は定家の誤りではなく、安倍晴明以来、賀茂家の曆道とともに、天文道を支える陰陽家の棟梁としての安倍家を指している。また、本抄の「定家」も、安家の誤りではあるまい。安家の条は省略しているのであつて、金櫃経を根拠に「定家卿は中神と勘也」と、奥入の「可為中字歎」「中神歎」を紹介したのであろう。抄の作者は、それを知りつつも、安家たる惟範に重ねて問いたしたところ、「一方を久しく領するゆへに長神と申」という別の答えが返ってきたのである。定家がこの件を嘗て同じ維範に問うたのか、あるいはその父の資元(明日記に頻出)やその他に対してかは、奥入の成立経過とも係わつて興味深い。それを明らかにする材料はない。しかし、本抄の作者が奥入を見ている可能性は高く、しかも「主計頭惟範」と呼んでいるように、「定家卿」と同時代に生きていたのは確からしい。

また、これも曾沢氏が注意されているが、帚木の「かたのゝ少

將」の項の注に

此事或仁云、うつほと申物語にあり。世にまねなる也。修明院の御本を昔申出て見侍きと申。よくくたつぬへし

と見える。修明院は後鳥羽院後宮に仕えた高倉範季女の重子（修明門院）を指すかと思われ、その院号宣下は承元元年（二〇七）六月であるから、宇津保を借覧したのが「昔」であつて差支えないが、この女院は、実に文永元年まで健在であつた。けだし、本抄の成立は天福年間をそう下らない頃と考えるべきであらう。

三

高水本なるものの存在は知られないが、永仁七年に書写したという本抄は、その端正な書写態度にも拘らず、転写によつて生じたかと思われる若干の混乱がある。書誌については、松田、曾沢、片桐三氏の述べられたところに従うが、片桐氏も指摘されるように、注の順が、源氏物語本文の順と必ずしも一致しない。これは奥入にも見られることで、さきの「なかみ」も第一次奥入（大島本）では空蟬の巻末注の最後に「追注加之」として書かれているし、別本奥入でも同様である。それが自筆本奥入では帚木に書かれているが、奥入では、名の如く源氏本文の奥に注記していくので、気づくに從つて注を施すなら、順が不同になるのも止むをえないことで、巻を異にしてしまうことも、時にはあるのであらう。しかし、本抄では、親本などの乱丁に起因するかと思われるほどの異同が一つある。帚木には、「なかみ」を含めて二五の項目があり、二一番目まで源氏本文の順を追っているが、二二は遡つて三と四との間に入り、二三と二四は順が逆で、しかも、二四は五と六の間、二三は八

と九との間に入つて、初めて順が正される。そして最後の「をのかし」は九丁裏の末行に当り、次に拾遺と万葉とから、この語を含む各一首が掲出されているが、帚木に四例ある「をのがじ」を最初と考えれば一と二との間、最後の用例とすれば四と五との間に位置することになつて相当混乱している。全体に順が不同であるなら、また別の理由も想定されるが、総じてはほぼ順序通り列記されている。そして、次の巻の空蟬二番目に書かれている「心とよめてもひきかけかし」の項が、帚木の一九と二〇との間に入るべきなのも、一連の混乱と関係するのであらう。

こうした巻を隔てての異同は、もう一箇所ある。総合の最後の項に、

たき殿　たいかくしのみなみ也

とある「瀧殿」は、次の松風の巻の冒頭の項目にならねばならぬ。尤も、この語がある前後の本文は、本抄が拠つた源氏本文に比較的近い河内本によつても、

みたうは大かくしの南にあたりて、瀧との心はへをとらす面しるぎ寺なり（七毫源氏）

とあり、実は青表紙本でも別本（逢左本）でもほぼ同文であるが、さすれば右の注は何の意味をもなさない。注の内容に關しては後節で触れるが、妙な注ではある。

注の順が本文に従わない例をすべて列記するなら、夕顔の一が八と九との間に、最後の一一が六と七との間に入るのが次に大きな相違で、あとは、末摘花の一二と一三、初音の八と九、若菜下の二と三、夕霧の二と三とが、それぞれ逆になっている程度である。注のない巻は、篝火・行幸・匂宮の三帖、注の多い巻は、帚木（26）、

桐壺・玉鬘(19)、須磨(18)、少女(15)、末摘花(13)、夕顔(11)、初音(10)、東屋(9)、賢木・蓬生・宿木(各8)などで、注が一項のみの巻が十一帖ある。一文字高く掲出してある源氏本文による項目数で、すべて二八二項であるから、自筆本奥入の五六四項、別本奥入の四七項に比べて約半分であり、紫明抄や河海抄とは比較にならない。

ところで、項目があつて注のないのも早敷に一項あるが、一文字高く掲出してあるからと言って、源氏本文とは認められない条が一、二ある。これも転写過程における誤りと言えるであろうか。帚木の第五項は次のようになってゐる。

こたち 後逢也こつきなとのふせいなり、つきはめる女也。後は陰女也。
西京のいまやうには

にしの京なるこたちは、あや千足かとり千足くりあけてをる。

体裁から言うと、右は二項の源氏本文に、それぞれ注が付けられていることになるであろう。帚木には単なる「こたち」はなく、

男きゝつけて涙おとせば、つかふ人、ふるごたちなど、君の御

心はあはれなりけるものを、あたら御身をなどいふ。

と「ふるごたち」であつて、校異諸本にも見当たらないが、「ふるごたち」の「ごたち」を積していると考えれば、それはそれで良い。

問題は、次の「西京のいまやうには」が、「見源氏本文のようである、実は、紫明抄や河海抄もあげてゐる」「西の京なるごたちは」という今様を紹介する一節なのである。

似た例で順序が逆の場合もある。初音の第七と八に見える二項は次のようである。

驛は勅使とまる所也。水驛は舟路也。ふなちには祇候のなきゆへにむなしきをは水驛したりといふ也。驛勅使のとまりのさたまれる也。驛所、つくしの字佐、伊勢、ひたちのかしま此三所にあり。(翻印本は二行目より一字下げ)

みつむまや 水驛也。

これは明らかに「みつむまや」をまず「水驛也」と積し、更に「驛」から説きおこして「水驛」の注解に及んでゐるのである。本抄の活字本語句索引が「西京のいまやうには」「驛は勅使とする所也」両者を採用しているのも、項目として認定されたからで、体裁から見れば、それで正しいと言えるのである。

空蟬の第四項の注を見たい。

春ならぬこのめも

拾遺云、

さくらはなにほふ物からつゆけきはこのめも物を思ふなりけ

り

うつせみのはにをくつゆのこかくれてしのひ／＼にぬるゝ袖かな

拾遺集所収歌は、紫明抄、河海抄にも、結局「思ふなるへし」として引かれ、確かに「このめも」の句を含む注の歌であるが、次は空蟬の巻尾で、空蟬本人が詠む一首である。尤も、これが伊勢集所収歌であることは諸注の指摘するところであるが、本抄に書かれてある位置では、何を意味するのか詳かでない。勿論、「伊勢集にあり」とでも説明する注が存在したか、あるいは、その用意あつてのことであろうが、形の上では崩れてゐるのである。

以上を要するに、整然と写されてはいるが、本抄には、一部に順

序の混乱が見られ、更に源氏本文と注とを区別する字高の段差が、時に逆になっている、ということである。一、二に注を欠く例もこれに加えられるが、謹直な書写にも拘わらずこうした状態があるのは、原因として二つのことが考えられる。一つは、親本たる高水本（またはその祖本）が草稿本であって、作者が気づくままに執筆した順不同や体裁の不統一を一部に残したという推定である。もう一つは、転写が繰り返されたための誤りである。全体に平均しているのではなく、特に帯木、空蟬という初めに近い巻々に集中して混乱が見られることは、こちらの可能性が幾分強いように思わせるが、断定はできない。ただ、これらから察すると、本抄の原本と、本抄自体の書写との間には、体裁上か年次上かに隔りがあるようで、これを成立時期と関連させると、やはり、下限（永仁七年）より上限（天福年間）に近い頃に遡らせる要因の一つになるかと思う、

四

本抄作者が見た源氏物語の伝本は、いかなる本文を有していたであろうか。曾沢氏の調査によると、「河内本系統の諸本に共通している本文が最も多くて十九」、ほかに大成の略称で示すと、尾7、宮6、大5、七4、平4、鳳3、曼2、為1、加1と一致し、別本では、陽5、保1、飯1と共通しているといわれる。そして、大成所載のいずれとも一致しない本文が11乃至12あることなどから、これが「現在河内本系統のいずれにも属さない一本の存在を示している」と述べられた。換言すれば、特異な河内本であると指摘されたわけであり、更に言えば、河内本に近い別本で、しかも大成校異諸本に同一本文が見当たらない本、ということになるであろうか。大筋

として従うべき見解と思う。

異文箇所の数量的取扱いについては、どう集計するかで異同が生じがちであるが、いま細かな計数は、たいした意味を持たない。五十四帖をひと纏めに見るなら、大成所掲の校異諸本が、そもそも揃い本ばかりでない上、たとえ揃っていても、巻により系統を異にする場合の方が多い。一方、本抄の台本となった源氏物語にしても、既に入れ本などがあって、本文系統として一律に考えうる本であったかどうか、今や書誌的には確認の手だてがないのであるから、掲出本文のみの比較によって検証に厳密を期そうとすれば、巻ごとに処理するほかはないであろう。しかし、本抄から抽出できる源氏本文と言っても、各項には単語・短文も多く、わずかな異同まで数えあげたところで、対象は、約三分の一の項目に限定され、中には、対校本一、二本の些細な異文にとどまる例も少くない。従って、一つの巻の中で、それぞれの系統を推定できるほどの用例数に恵まれないことが、この方法を困難にしていると言えるであろう。すなわち、一応、綿密に点検をし、改めて整理もしたが、徒勞に終わったのである。そこで、巻別の計数処理は諦め、桐壺の実態を示すことによつて、あとは箇々の例文について考えていきたい。

桐壺第八項は、「心の闇」の兼輔歌を注とする条で、本文は
くれまどふ心のやみもかたへはるくはかり（大成一三〇）
とある。ここは青表紙諸本が

くれまどふ心のやみもたえかたきかたはしをたにはるく許

（はるく→はるく横）

とあって、かなりの異同を見せ、本抄と全く一致するのは、河内本系のほとんど（尾為平大）と、別本の表生本とである。別本は系統

外の存在であるから、伝本ごとに異なり、「かたへはるくはかり」が、「たえかたきかたはしをたにはるくはかり 御」と青表紙本と同じ場合のほか、「すこしはるくはかり 陽」「すこしたにはるけはへる許 国」と所掲の四本がすべて相違している。河内本残りの「宮」も「はるくはるく」と同系諸本と小異であるから、本抄の右の一節が河内本と同一本文と認定はできるが、青表紙本ではないと断言できても、別本でないとは言えない。

本抄は、桐壺の前に、源氏物語の成立と作者に関する積があり、この巻にのみ、巻名の下に「このまきつはせんさいとも」という注を持つが、源氏本文を掲げるのは19条である。いま例示した8を除くすべてを列記しよう。

- 1 更衣 2 まうのほる 3 なくてそとは 4 ゆけいの命 婦 5 やみのうつゝ 6 月かけはかりそやへむくらにもさはらすさしいりたる 7 まつのおもはむ事たにはつかしく 9 まくらこと 10 なき人のすみかたつねいたりけむしるしのかんさし 11 ともしひをかゝけつくして 12 うこむのかさのとのあ申のこ多きこゆるは牛になりぬるなるへし 13 あさまつり事をおこたらせ給 14 あさかれぬのけしき許ふれさせ給て 15 大しやうしのおものなとはいとほるけうおほしたれば おはきたのかた 17 うたのみかとの御いしまめ 18 うけはりて 19 きひわ

この巻は比較的諸本間に大小の異同が見られ、音便を除く異同がない項目は、124571119の七項に過ぎないが、あつても、3なくてそとはなくそ麦、6月かけ1月のかけ御、にもくに国、12こゑこゑの麦 18うけはりてうけはり給て御、のように別本の

うちの一本にのみ見られる小さな異文が散見される。別本群の側から見た特殊な異文であるなら、9まくらことにまきはしらに陽まくらと国。10すみかありか御陽すみかを国。いたりけむいたしたりけん御いてたる国。12うこむのつかさこん多つかさ国。14けしきけしきより御、17みかと御 御いしまめ御いさめ陽国、と見すごせない異文を多く見るが、本抄は、そのいずれとも一致していない。そして、16の、おは御を青為御むは陽も、本抄が「御」を省いて掲出したとも考えられるので除くと、あとは1315が残るばかりとなる。

あさまつりことはをこたらせ給ひぬ(一八⑧)とあるのが13の大成底本(池田本)である。本抄のように傍線部が「をは」とある異文は他にないが、「をこたらせ給ひぬ」は、河内本全部と、別本の御麦が「おこたり給ぬ」、陽国が「おこたりぬ」とあって、本抄の「おこたらせ」が、ここでは青表紙本と一致し、河内本・別本すべてと対立することになるのである。

15の大成底本は、
大正しのおものなとはいとほるかにおほしめしたれば
とある。本抄は、イーなたはた、ローはるけく、ハーおほし、とあつた。そして本抄のイは、河と別ノ御麦と同一、ロは河が「はるけう」国が「はるけく」で一致、ハは、河と別ノ御国麦が同じで、他は別本に「いとーいとく国」「はるかにーはるけくのみ陽」の異文を見る程度である。つまり総合して河内本と別本の一部と等しいことになるであろう。

これは、明らかに前述の8と共通しているが、13とは対立してしまふ。ただ、「をこたらせ↓をこたり」の一箇所であるから、8

15の傾向が強いと思えても、三項のみによって本文系統と云々することはできない。その上、3691012141718に見られたように、別本それぞれにある異文とは一致しないで、それらは青表紙本・河内本共通本文に等しいので、一層判定しがたいのである。徒勞に終つたと述べた所以ではあるが、河内本に近い別本であるという全体像は、先人の指摘されたように、卷々から浮びあがってくるのである。

五

項目ごとの問題点若干を、注を含めて指摘しておく。本抄所掲の源氏本文には、往と、一部を省略して示していると推定される場合がある。例えば乙女3の

まとのほたる〔をむつひ〕えたのゆき〔をならし給〕（六七二

②）

の括弧内がないのは省いたのであろう。また薄雲6の

むすほれてやみにし事二日か中ニいまひとつのたまひさしつ

（六二六⑩〜⑬）

とある「二日か中ニ」は「二つか中ニ」の誤りらしいが、大成底本の、

むすほれてやみぬることふたつなむ侍るひとつは（三行略）

……いまひとつはのたまひさしつ

に相当しよう。諸本間に見える異文はさておき、これは間に長文を略し、「二つか中ニ」は、本抄作者の説明文と思われる。従つて、明石1の「かうれうといふへし」が、諸本「かうれうといふてをあるかきりひきすまし給へるに」とあるのを理由に、本抄所引の独自異文と直ちに考えることはできないのである。

さて、次に紅葉賀6と須磨12との二項を列記してみよう。

6文君なといひけんむかしの人（二五六⑭）

からものかたりにあり。

12わうせうくむかこよくへゆきけむおほしやりて（四二八⑩）

から物かたりにあり。王せうくん多ひすにたまはりしこと也。

卓文君と王昭君の故事であるが、これを「唐物語にあり」と注記しているのは興味深い。この書名の初見は伊勢物語知識頭抄であり、顕昭の作は兼良以来強く否定されてきたが、それでも鎌倉中期書写伝本が存在するから、本抄と初見を争うことになるであろう。今それはともかく、この二つの源氏本文は、いずれも両系統本間で文脈が相違し、本抄は、もとより河内本である。青表紙本（大成）は、6かくしうにありけむむかしの人

12むかし胡のくにむつかはしけむ女をおほしやりやりて

とあり、両者とも人名をあげず、地名ゆかりの故事を語ることで、その名を髣髴とさせている。表現のうまさ、という観点では河内本の比ではなく、幻中類林の了悟が、源孝行の本として「文君といひけむ」条をあげつらつて「わるき本」と非難したのも当然であろう。また河海抄は、青表紙本文を掲げながら、親行本をも紹介し、「兩説何も証本なり各随所好」と述べた立場も理解できる。しかし、本文研究の上の論議は、巧拙とは別の根拠に基づいて行われなければなるまい。なおここでも、別本の一部に若干の異文を見るが、取上げる内容には乏しく、源氏物語が故事を引く際の引き方の問題とも関連して、改めて考える必要があるであろう。また、これが中国の故事ゆえに著しい異同を示すのか、広く調べて理由を考えねばならない。

中国故事に関連して、ひと文字の字音語が、転写過程で混乱したために生じたかと思われる例もある。片桐氏も言及されたが、蓬生8に、

丁こほちたる女もありけるを (五三八⑧)

顔叔子といふ人、おとこのうたかひをおそれて、おとこありきたるあとに、かへをこほちて、よもすからともしあかしてゐたりけり。

とある「丁こほちたる女」が河内本の宮尾鳳曼の本文で、同系の七大は「堂こほちたる女」、青表紙本語本では「塔こほちたる人」とある。しかし河海抄では「丁こほちたる人」を採りつゝ、

古人尺一同顔叔子古事也云々定家卿本には塔こほちたるとあり、或又堂とかきたる本も有也。奥入云、顔叔子といふ人おとこの他行の程、その夫のうたかひのために塔のかへをこほちて、夜もすからともしあかしてゐたる事也云々

と毛詩から顔叔子の条を引用し、なお満足しないで、或説の、源氏物語以前の桂中納言物語を紹介して、

彼云貧家の女号小輔机丁のかたひらをきぬにぬひてきたる事あり。若此事歟、丁こほつとは破義也云々

と釈を加えている。善成が「古人尺一同」と言うように、本抄も内容、文脈とも奥入と同類ではあるが、「丁こほちたる」が不詳であったためか、「塔のかへ」が単に「かへ」とのみ述べられている。さきに本抄が奥入を見ている可能性に言及したが、源氏本文を含めて、いかなる受容をしたのか甚だ心とない。ただこほは、仮名表記では紛わしくなる丁・塔・堂をめぐって、本抄が「丁」の本文に接し、奥入またはその流の釈を、本文とつき合わせることなく採用

したのであろう。

仏典でも際立った対立がある。句宮1の

くいたいし 瞿弍太子 悲花経ニ有

は、大成底本では

せんけうたいしの我身にとひけんざとりをもえてしかなとそ

(一四三三⑨)

と続く文の中にある。善巧太子と瞿夷太子の相違であるが、前者は素姓が明らかでない。悉多太子(釈尊)の前身である善行太子によそえた創作説もあるほどで、その故か、青表紙本の二、三に表記面の訂正本本文などが見られる。別本も混乱して、ここでは河内本の「くいたいし」を伝える本がなく、「せんけうたいし言麦阿」のほか、「けうみ大し保」「てむけう大師飯」とあって、最後の例では伝教大師を考えているらしい。

一方、「雉夷太子が釈尊の子羅睺羅を指すとする点では紫明抄、河海抄以下疑いもなく提示しているが、定家も「せんけうたいし」の本文ながら、伊行釈所引のその典拠を奥入に記して、「此文心不審不叶歟可尋」と態度を保留している。本抄は「悲花経ニ有」とのみあるが、これは河海抄細注の「此因縁出悲花経云々」に対応する。

本抄所掲の源氏本文を一部点検し、次第に注の内容に及びだしたところで、所定の紙数が尽きた。松田氏は本抄と奥入との注を比較され、空蟬まで両者の項目が接近しているものの、以下次第に距離ができて、「漸次各々独自の境地を開いていく傾向が見受けられる」とされた。そして、紫明抄、異本紫明抄とも、分量、註釈態度に大きな相違があり、伊行釈をも含め、それらが根本態度に於て啓蒙的

でないのに対し、本抄は「平明なる表現をもって、簡単に説明して居り、啓蒙を意図したもの」とされた。これは、片桐氏が、「要するに、本注釈は、厳密な姿勢で学問的に書きあげられたものではなく、いわば、かなりリラククスした形」と言われるのと同じであろう。

「確かに噛み砕いた注が多いことは一見して理解でき、桐壺の巻17の「うたのみかとの御いましめ」の項など、諸注、御遺誠の一節を示すところまがるが、本抄はこれを「ほかの国よりきたらんものには、すたれのうちにてこれをみよ、たゝちにむかふへからすとかゝれたり」と易しく説明している。しかし更に、宇多院が何故こうした誠めをするに至ったかの経緯が長々と説明されたりしているのは、内容の当否はともかく、一步踏みこんではいる。こうした説明の仕方は、伊行釈の書陵部本などにも見られる傾向で、本抄の成立年代や作者像ともからめて、本抄の意味するところと、源氏物語注釈の初期について、改めて考察すべきかと思う。